

福島県「県民健康調査」とは

福島県では、原子力災害による放射線の影響を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる県民の健康増進につなげていくために、平成23年6月から「県民健康調査」を実施しています。

「県民健康調査」の内容は、次の5項目です。

- ① **基本調査（外部被ばく線量の推計）**（全県民）
- ② **詳細調査**
 - ・ **甲状腺検査**（平成23年3月11日時点で概ね18歳以下）
 - ・ **健康診査**（避難自治体の住民）
 - ・ **こころの健康度・生活習慣に関する調査**（避難区域等の住民）
 - ・ **妊産婦に関する調査**（母子健康手帳交付者）

県民健康調査とは？（福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト）より作成

福島県では、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散や避難等を踏まえ、県民の被ばく線量の評価を行うと共に、県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図ることを目的とし、「県民健康調査」を実施しています。

県民健康調査では全県民を対象とし、東京電力福島第一原子力発電所事故後4か月間の外部被ばく線量の把握のため「基本調査」を実施しています。さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故時に概ね18歳以下であった全ての方を対象に「甲状腺検査」を実施しています。そのほか、東京電力福島第一原子力発電所事故時、避難区域等に指定されたエリアにお住まいだった約21万人の方を対象に、身体の健康状態を把握するための「健康診査」を、こころの健康状態を把握するための「こころの健康度・生活習慣に関する調査」を行っています。さらに毎年福島県内で母子健康手帳を受け取った方、県外で母子健康手帳を受け取り福島県内で分娩した方を対象に「妊産婦に関する調査」を行っています。

本資料への収録日：平成25年3月31日

改訂日：平成29年12月1日